

山四選管告示第31号

2026年4月2日

山陽四国選挙区選挙管理会



来る4月20日施行の教区会議員選挙は、教区会議員選挙条例第19条及び宗議会議員選挙条例第69条第1項により投票を行わないこととなったので、同条第2項により告示する。

なお、定数に1名の不足があったため、教区会議員選挙条例第16条及び宗議会議員選挙条例第48条第6項により、選挙の期日の前日までの間、定数に達するまで立候補の届出を受け付ける。

以上